

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

令和8年5月1日

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

ミスターマックス八本松店

(2) 所在地

東広島市八本松町大字飯田字大山2006番地 外

2 変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小 売 業 者		住 所
氏名又は名称	代表者（法人の場合）	
株式会社ミスターマックス	代表取締役 平野 能章	福岡市東区松田一丁目5番7号
株式会社ビバリィーヨコハマ	代表取締役 福本 吉武	神奈川県横浜市瀬谷区南台二丁目8番地9
有限会社フタバ薬局	代表取締役 萩山 周三	広島市東区中山鏡が丘12番12号

(変更後)

小 売 業 者		住 所
氏名又は名称	代表者（法人の場合）	
株式会社ミスターマックス	代表取締役 佐藤 昭彦	福岡市東区松田一丁目5番7号
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外渚二丁目38番地
有限会社フタバ薬局	代表取締役 萩山 周三	広島市東区中山鏡が丘12番12号

3 変更年月日

令和2年5月28日（株式会社ビバリィーヨコハマ退店、株式会社セリア入店）

令和7年3月 1日（株式会社ミスターマックス代表者交代）

4 変更する理由

小売業者の代表者変更及び入れ替えのため。

5 届出年月日

令和8年4月27日

6 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和8年5月1日（金）から令和8年8月31日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部産業振興課

東広島市西条栄町8番29号

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年8月31日（月）

(2) 提出先

東広島市産業部産業振興課